

小田原市立新玉小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定

令和6年4月1日改定

1 いじめ防止等に関する学校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」は「いじめ防止対策推進法」において次のように定義される。

「この法律において「いじめ」とは 児童等に対して 当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」
(第2条第1項)

(2) いじめ対策の基本理念といじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

したがって本校では、いじめは誰にもどの学校でも起こり得るものであると認識し、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の児童を含めた所属集団の構造上の問題でもあることをふまえ、いじめが心身に及ぼす影響などいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

また、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守れるよう、保護者、地域、関係機関との連携を大切にし、学校を中心としたコミュニティづくりに努める。児童が安心して学校生活を送れるよう、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

2 いじめ防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組

○児童が安心できる環境づくりと命や人権を尊重し人間性を育む学び

- ・児童一人ひとりの心に寄り添った学級経営
- ・児童の願いに基づく学級目標の設定と各学期の振り返り
- ・自分ごとととらえて考える道徳教育
- ・ペアワークやグループ活動など関わり合う学びの設定
- ・係活動、当番活動、委員会活動等自分の役割と責任をもち活躍する機会
- ・児童会のなかよし班・異学年でのペア清掃など学年を超えた交流

- ・生活科、総合的な学習の時間を中心とした体験学習の充実
- ・各学年の教科・道徳とつながる人権教育
- ・児童会による朝の「あいさつ隊」
- ・外部講師によるスマートフォン・携帯電話安全教室の実施（3年生以上）

○いじめ未然防止のための共通理解と学校体制の確立

- ・教育相談コーディネーターを核とした教育相談体制の構築
- ・教職員の校内研修の実施（児童指導、人権、インクルーシブ教育等）
- ・教職員同士が互いに相談、助言、支援しやすい職員室の雰囲気づくり
- ・週1回の職員打ち合わせによる情報共有と共通理解
- ・スクールカウンセラー、心理士による見取りと助言を生かしたかかわり

○保護者や地域に開かれた学校づくり

- ・学校だより、ホームページ、懇談会等による学校の指導方針の明示
- ・月1回発行の学校だより「きりのは」、ホームページ、学級だより等における日々の学校生活の紹介
- ・年3回（4月、7月、12月）の教育相談の実施
- ・警察や児童相談所等の関係機関との連携

（2）いじめの早期発見のための取組

○いじめのサインを受け取る

- ・担任による児童の表情・言動の見取り
- ・他の児童からの気付き、他の職員からの気付き
- ・養護教諭によるけがや体調不良、保健室での相談等からの気付き
- ・日常的な児童とのあいさつややりとり（健康観察、会話、相談等）

○いじめアンケート調査及び面談の実施

- ① 年4回（前期5月、7月、後期12月、2月）に全学年でアンケート調査を実施
- ② アンケート実施後の全員面談
- ③ アンケートおよび面談についての職員共有と必要な対応の検討

（3）いじめの早期解決のための取組

いじめの発見、通報を受けた教職員が一人で抱え込まず、いじめ事案に迅速かつ適切に組織で対応するため、「いじめ対策委員会」を開く。

「いじめ対策委員会」において情報を共有し、問題解決のための方策を検討し、全教職員の協力体制のもと、対応する。

- 多方面からの情報収集による正確な事実の把握

- いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全の確保
- いじている児童の指導・支援
- 関係する保護者への説明と教育委員会への連絡と相談

3 いじめ防止等のための組織の設置及び具体的な取組

(1) 組織の設置と構成員

① 児童理解全体会

構成員：全教職員

② 児童指導委員会

構成員：教頭、児童指導担当、低・中・高ブロック・支援級代表、養護教諭

③ いじめ対策委員会

構成員：校長、教頭、教務主任、児童指導担当、教育相談コーディネーター
当該児童担任（いじめ事案対応の場合）

(2) 組織の役割

① 児童理解全体会

配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換を行い、児童の理解を図るとともに適切な対応ができるように話し合う。

② 児童指導部会

児童の学校生活について情報交換を行うとともに、気になる点について話し合い、必要な指導について内容や方法を検討する。検討した結果は職員打ち合わせで共通理解を図るよう周知する。

また、いじめアンケートを作成・配付するとともに、アンケート調査と全員面談の終了を確認し、把握した事柄について全職員の共有を図る。

③ いじめ対策委員会

いじめ防止基本方針の確認・周知・見直しを行うとともに、いじめの未然防止や早期発見に向けた取り組みを効果的に推進する。

いじめ事案が発生したときは、当該児童担任を含めて速やかに会を開き、早期解決のために動く。（2－（3）に記載）

(3) いじめの解消についての理解の促進

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消していると判断することはできない。学校はいじめが解消している状態だと判断した場合でも、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童を日常的に注意深く観察する。

4 重大事態への対処について

(1) 重大事態

○いじめを受けていた児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

○いじめを受けていた児童が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合

(年間 30 日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対応する。)

○児童やその保護者から、いじめられて重大事態に至ったと申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとみなす。

(2) 重大事態発生時の調査・報告

○重大事態が発生した際は、発生した旨を小田原市教育委員会に速やかに報告する。

○緊急にいじめ対策委員会を設置し、小田原市教育委員会と連携して、迅速に事実関係を明確にするための調査を行う。

(3) 児童・保護者への情報提供

いじめの事実関係を明確にするために調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行う。

関係する専門機関

○小田原警察署生活安全課 少年係

小田原市荻窪 3 5 0 - 1 小田原警察署内 電話 3 2 - 0 1 1 0 (代)

○神奈川県警察本部少年相談・保護センター 県西方面事務所

小田原市荻窪 3 5 0 - 1 小田原合同庁舎 2 階 電話 3 2 - 7 3 5 8

○小田原児童相談所

小田原市荻窪 3 5 0 - 1 小田原合同庁舎 2 階 電話 3 2 - 8 0 0 0 (代)

○おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにい」子ども若者支援課

小田原市久野 1 9 5 - 1 電話 4 6 - 7 1 1 2 (代)

○小田原市教育委員会 教育指導課 指導係

小田原市荻窪 3 0 0 小田原市役所 5 階 電話 3 3 - 1 6 8 6

